#### ○武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部共同研究取扱規程

(平成25年4月1日 規程第5号)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人武庫川学院(以下「学院」という。)が設置する武庫川女子 大学及び武庫川女子大学短期大学部(以下「本学」という。)が学外の諸機関と共同して 行う研究(以下「共同研究」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的 とする。

(受入基準)

- 第2条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を 及ぼすおそれがないと認められるものに限り、これを受入れることができるものとする。
- 2 学院理事長(以下「理事長」という。)は、共同研究の受入れ後、前項に適合しないことが明らかとなった場合、当該研究の中止を命ずることができるものとする。

(共同研究の申込み)

第3条 共同研究を実施しようとする者(以下「共同研究機関」という。)は、「共同研究申込書」(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(共同研究の承認及び契約の締結)

- 第4条 理事長は、前条に定める申込みがあった場合、これを適当と認めたときは当該 共同研究を承認するものとする。
- 2 理事長は、前項により共同研究を承認した場合、共同研究機関に対し速やかに「共同研究決定通知書」(様式第2号)を送付するとともに、共同研究機関との合意に基づき共同研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第5条 共同研究の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別な事情があり 学院及び共同研究機関が合意に至った場合は、1年を超える期間を設定することができ るものとする。

(共同研究の中止又は期間延長)

- 第6条 共同研究を担当する本学の職員等(以下「研究担当者」という。)は、共同研究を 中止し、又はその期間を延長する必要が生じた場合は、速やかに理事長に報告するもの とする。
- 2 理事長は、前項の報告に基づき、当該変更がやむを得ないと判断した場合、共同研究機 関と協議の上、共同研究の中止又は期間延長を承認するものとする。

(研究経費)

- 第7条 共同研究機関は、必要に応じ、本学が分担する共同研究の遂行に必要な経費(以下「共同研究費」という。)の全部又は一部を負担することができるものとする。
- 2 前項の共同研究費は、共同研究の遂行に必要な謝金、旅費、消耗品費、研究支援者等の人件費その他の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び共同研究の遂行に 関連して直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合計額とする。
- 3 間接経費は、共同研究費の10%とする。

(経理処理)

- 第8条 共同研究費の経理処理は、「武庫川学院経理規程」及び学院の関連諸規則に基づいて行うものとする。
- 2 学院は、共同研究機関より受入れた共同研究費を原則として返還しないものとする。 ただし、学院の責に帰すべき事由により当該共同研究の開始又は継続が不能となった 場合は、共同研究機関との協議及び理事長の承認により、不用となった額の範囲内で 共同研究費の全部又は一部を返還することができるものとする。
- 3 学院は、共同研究機関より受入れた共同研究費を受託事業収入として収納し、当該共同研究費のうち直接経費について、補正予算申請により研究担当者の個人研究費として 予算配分するものとする。

(秘密情報の保持)

- 第9条 学院及び共同研究機関は、共同研究の実施にあたり相手方より開示を受け、又は 知り得た技術上及び営業上の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の書面による 承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- 2 研究担当者は、共同研究の実施にあたり本学の学生その他の者を当該研究に従事させる場合、それら従事者に前項の秘密情報の保持について遵守させなければならない。 (知的財産権の取扱い)
- 第10条 共同研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準 ずる権利(以下「特許権等」という。)は、第4条第2項の共同研究契約の定めるところ によるものとする。

(研究成果の報告)

第11条 研究担当者は、共同研究が終了したときは遅滞なく、当該共同研究の成果報告 書を理事長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究の成果は、原則として公表するものとし、当該公表の内容・時期・方法 等については、必要に応じて学院及び共同研究機関との協議により決定するものとする。 ただし、第4条第2項の共同研究契約により特段の定めをした場合は、それによるもの とする。

(適用除外)

- 第13条 共同研究のうち次のいずれかに該当するものについては、当該共同研究又は共同研究機関について、この規程の一部を適用除外とすることができるものとする。
  - (1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等との共同研究
  - (2) その他特別な事情があると認めた共同研究

(事務担当)

- 第 14 条 共同研究又は共同研究契約に関する相談業務及び共同研究費の受入れに関する事務は、経理部研究活性支援課が担当するものとする。
- 2 共同研究費の経理処理、予算管理、人事、施設設備等に関する事務は、それぞれの所管部署において担当するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めのない事項については、理事長がこれを定めるほか、個別の案件 については、第4条第2項の共同研究契約により定めるものとする。

### (規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

# 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 共 同 研 究 申 込 書

学校法人武庫川学院

理事長 殿

共同研究機関

住 所

名 称

代表者

(EJ)

武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究の実施を申込みます。

記

- 1. 研究題目
- 2. 研究の目的及び内容
- 3. 希望する研究担当者 所属・職名・氏名
- 4. 研究期間平成年月日から平成年月日まで
- 5. 研究経費 金額 円 (間接経費・消費税含む)
- 6. 事務担当連絡先 (所属・職名・氏名) (電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)

平成 年 月 日

# 共 同 研 究 決 定 通 知 書

(委託者) 殿

兵庫県西宮市池開町 6 番 46 号 学校法人 武庫川学院 理事長

平成 年 月 日付で申込みのありました下記の共同研究につきましては、受入れを決定しましたので通知します。

記

- 1. 研究題目
- 2. 研究担当者 所属・職名・氏名
- 3. 研究期間平成年月日から平成年月日まで
- 4. 研究経費 金額 円 (間接経費・消費税含む)
- 5. その他